

《令和3年度以降入学者用》

北海道教育大学大学院教育学研究科（修士課程 学校臨床心理専攻）の
学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

（令和3年2月18日制定）

（令和4年3月24日改正）

（令和7年3月27日改正）

本専攻では、本学が定める期間在学し、所定の単位を修得するとともに、学校教育と関連する心理・医療・福祉等の専門家や専門機関との連携に資する以下のような理論と実践に関する高度な専門的能力を身に付けたと認められる者で、学位論文及び最終試験の審査に合格した者に、修了を認定し、学位を授与します。

- 1 臨床心理学・教育学・教育心理学・特別支援教育学等の各領域及びこれらに関連する心理臨床・教育臨床・発達臨床等の学際的な領域における専門的な研究を深める力
- 2 様々な心や関係性の問題の援助を必要とする幼児、児童及び生徒に対して心理臨床・教育臨床・発達臨床等のアプローチを有効に進める力
- 3 学校内外の専門職と連携・協働して地域の子どもに関わる課題を解決する力

附 記

この方針は、令和7年4月1日から施行する。